

第6章 環境配慮項目に関する措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第3章で選定した環境配慮項目に関する措置は、表6-1(1)、(2)に示すとおりである。

表6-1(1) 環境配慮項目に関する措置

環境配慮項目		措置の内容	
		工事中	供用時
地域環境の保全の見地から配慮を行う項目	有害化学物質	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗浄・消毒用としてエタノールを使用する計画であり、気密性の容器に入れ、施錠できる保管庫で管理を行うなど、適切な管理を行う。 ○ その他、試薬として用いる硝酸、硝酸銀等についても、適切な管理を行う。
	放射性物質	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ X線を用いる異物検知器については、ステンレス製のカバーや鉛ののれんを設置する等、労働安全衛生法に基づき適切な管理を行う。
	ヒートアイランド現象	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 断熱性、気密性を高めた建築的な対策により、人工排熱の抑制に努める ○ 緑化地を設け、人工被覆地の改善に努める。
	地震等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準法等の法令に基づき、建物の耐震性に十分配慮した構造設計とする。 ○ 地震等の災害時に備え、飲料、食料、生活用品の備蓄等を行う。 ○ 既存の川崎事業所の事例を用いた防災マニュアルの作成や防災訓練などを通じて、災害に対する意識を高め、災害時対応が円滑に行えるよう準備・訓練する。

表 6-1(2) 環境配慮項目に関する措置

環境配慮項目		措置の内容	
		工事中	供用時
地球環境の保全の見地から配慮を行う項目	地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用し、温室効果ガスの排出を抑制する。 ○ 建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努め、温室効果ガスの排出を低減する。 ○ 工事用車両等が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、不要な温室効果ガスの排出を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設関連車両は、可能な限り低燃費なものを使用し、温室効果ガスの排出を抑制する。 ○ 施設関連車両等が集中しないように効率的な配車の計画を行うとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、不要な温室効果ガスの排出を防止する。
	資源	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設資材について、コンクリート型枠など、極力再生品を採用し、資源の有効利用の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務用品などについては、再生品の使用などグリーン購入に努める。 ○ 節水型器具（節水型大便器など）を採用する。 ○ 原料コンテナバッグやパレットなど、繰り返し使用するよう努める。
	エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設機械や工事用車両は、可能な限り低燃費なものを使用し、燃料の使用を抑制する。 ○ 建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努め、燃料の使用を低減する。 ○ 工事用車両等が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底し、不要な燃料の使用を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 照明には消費電力の少ないLED照明などを使用する。 ○ トイレ等の照明については、人感センサーを導入し、電力の節減を図る。 ○ 省エネルギー型の設備機器を使用する。 ○ 施設関連車両は、可能な限り低燃費なものを使用する。 ○ 施設関連車両等が集中しないように効率的な配車の計画を行うとともに、アイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。